

政策法務

ねらい

各行政分野における課題の解決に向け、法的視点を踏まえながら、自ら考え政策を立案できる能力を向上し、課題の法的な整理を行うとともに条例案作成能力の向上を図る。

★こんな方にオススメ★

政策法務について学び、習得した知識・視点等を事業運営等の実務で活用したい職員

【対象】主任以下の職員

【定員】60名

【日程】12月16日（木）・17日（金） 9:00～17:00（2日間）

【講師】特別区法務実務経験者（予定）

【場所】特別区職員研修所

（千代田区神田相生町1番地 秋葉原センタープレイスビル4・5・6階）

カリキュラム(予定)

※ カリキュラムの一部が変更になる場合があります。

1日目	2日目
<ul style="list-style-type: none">自治体法務の基礎知識政策法務の変遷政策法務の考え方行政手法（各手法のメリット・デメリット、各手法選択時の留意点等）自治立法（条例制定のプロセス等） ★ ケーススタディ	<ul style="list-style-type: none">訴訟法務（訴訟の種類・留意点等）具体例で考えてみる予防法務の観点から研修を振り返って ★ ケーススタディ

ポイント&特徴

- 政策形成過程・条例制定のプロセス等、政策法務に必要な知識を習得する。
- 現実的で実用性のある「行政手法」のメリット・デメリットを踏まえ、政策目標を実現するために適切な「行政手法」を選択するための留意点等について学ぶ。
- 講義・事例演習を通して、地域が抱える課題等について、法的視点から要点を整理し、解決策を提案する力を養う。